

自分の老後は自分で決めたい
シニアを応援します

協会に関すること・医療・介護・法律・福祉に関すること、
何でもご相談下さい。

一般社団法人
日本ライフパートナーズ協会®



一般社団法人 日本ライフパートナーズ協会

総合
相談窓口 0120-853-538

協会本部 〒541-0051 大阪府大阪市中央区備後町3丁目4-8 フクエイビル303号
東京事務所 〒104-0031 東京都中央区京橋2-14-1 兼松ビル3階

<http://www.jlp-a.com/>

Choice
not
Chance

シニアのライフサポーター

一般社団法人
日本ライフパートナーズ協会®

協会理念

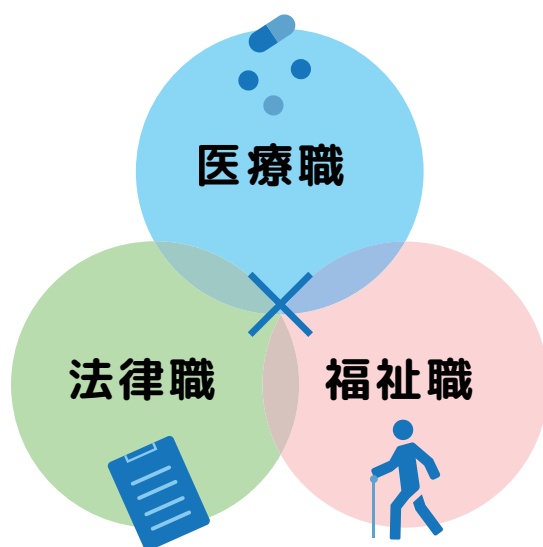
自分らしく生きるシニアライフの実現

協会活動スローガン

「Choice not Chance」

運任せではなく、自ら選択しよう

当協会の強み



という国家資格者で
構成した信頼できる団体

身元保証サービスも受けられます（要件あり）
提携企業のサービスを特別価格で受けていただけます

この事業への想い

私たちは、自分らしく生きるシニアライフの実現のために任意後見制度の活用を推進しております。
認知症など判断能力が低下してしまった場合、多くのことを自分以外の人が生活のあらゆることを決めていきます。任意後見制度は、判断能力があるうちに将来の自分の生活に関することを自分自身で決めて、準備することができます。自分らしく生きるシニアライフのサポートを私たちはおこなっています。

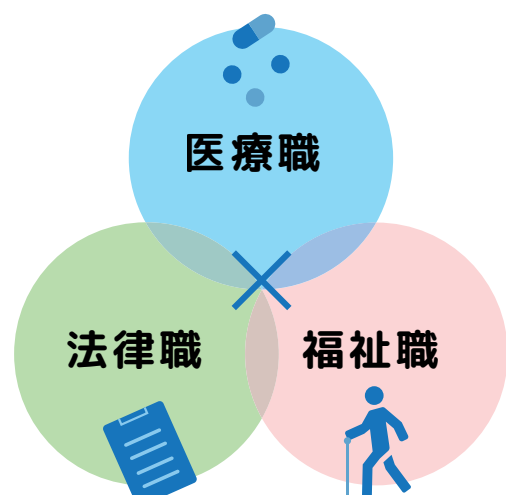


代表理事（行政書士） 東向 勲

大学卒業後すぐに行政書士資格を取得。その後、上場会社や医療法人の総務人事課で勤務する。
医療法人で約10年間勤務したキャリアを活かし、医療・介護・福祉専門の行政書士として開業。
主に認知症の方の法律的支援や医療・介護従事者の法律に関するセミナーなどをおこなっている。社会福祉協議会や地域包括支援センターなどからの講演依頼も多数。現在までのセミナー受講者数は延べ1500人以上。

わたしたちが「お手伝い」出来ること

将来、独り暮らしになるケースをお考えの方へ
高齢者をささえるスペシャリスト集団にお任せください



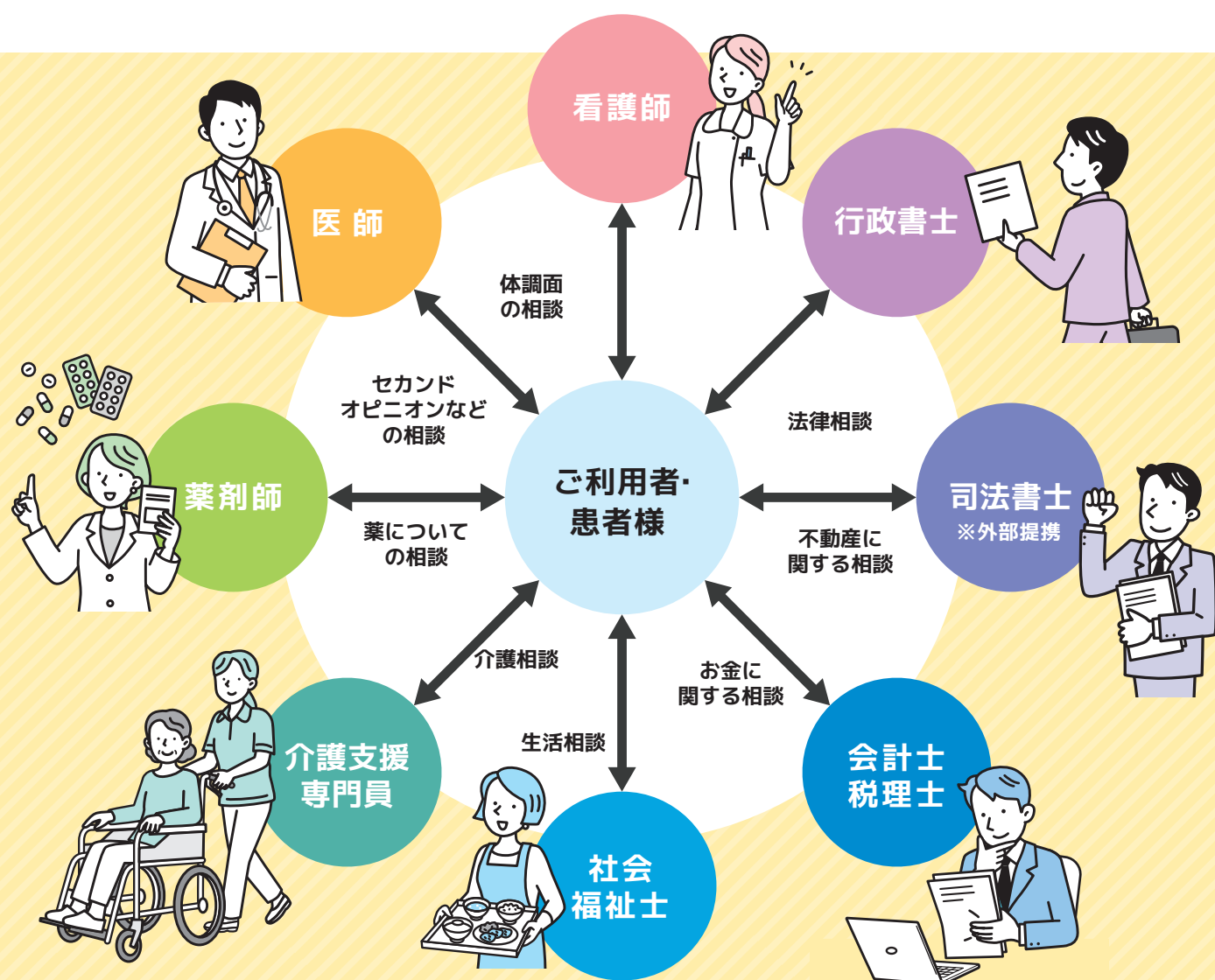
日本初！医療職×法律職×福祉職で構成する法人

＼ 私たちの使命 ／

将来に不安のあるシニアの方々にたいして当協会が
「安心・安全」なシニアライフをすごせるよサポートする。

当協会は、シニアの方々に「上質サービス」
提供し、多くの幸せを感じていただく。

当協会は、シニアの方々が自分で将来を決め
「自分らしく」生きることをサポートする。



様々なサービスを提供いたします

施設等の入居に際しての
身元保証・お電話での
安否確認サービス



遺言書や
任意後見契約書作成等の
法的サービス

提携企業のサービスを
通常価格より安く
受けられます



有料老人ホームへの入居や 病院に入院する場合の身元保証

高齢者向け施設への入居のほか、病院への入院時も身元保証人が必要なことは意外と知られていない事実です。もしの時は私たちが身元保証人となりますので、安心してご入院いただけます。

※連帯保証人が必要な場合は、提携会社をご紹介します。



各分野の専門家が集結。 ワンストップサービスでお悩みを解決

行政書士、公認会計士・税理士など、法律のプロが集って結成された当組織。
ひとつの窓口で、安心出来るシニアライフをトータルサポートいたします。



提携企業様のサービスをご紹介します

医療法人や不動産関連企業等、様々な企業様と現在提携をすすめています。
当会員様だけにご利用いただけるサービスを各種ご用意しておりますので、ぜひご活用ください。

主な 提携企業様

- 医療法人 聖授会
- 株式会社ティア
- 株式会社ハynesコーポレーション
- 株式会社LIXILリアルティ
- 株式会社ツクイ
- 日鉄興和不動産株式会社
- ニッポンインシュア株式会社
- 株式会社ハウスポートクラブ

入会について

	財産要件	入会金	月会費
会 員	要件なし	45万円	6,500円

■ 連帯保証人が必要な方

オプションサービス 提携会社をご紹介します。

※上記金額は、税抜きの金額になります。
※入会には審査があります。

入会時の費用

入会金
(初回のみ)
45万円

+

契約書作成費用
15万円

+

公証役場手数料
7万円前後

会員サービス内容

1. お電話での安否確認サービス
※月1回の訪問もしくは、お電話での安否確認をいたします。
2. その他当法人提携企業のサービス
3. 施設等の入居に際しての
身元引受人サービス
※連帯保証が必要な場合は、提携会社をご紹介します。



サービス対象外

- 医療行為や手術の同意書への署名
- 買い物の同行
- 定期的な通院の同行 など



月会費6,500円/月

判断能力がある時点

生前事務委任契約

※生前事務委任契約については
費用はかかりません。

判断能力が低下した時点

任意後見契約により、
身上監護・財産管理

任意後見人 報酬がかかります。(基本 2.5万円/月)

お亡くなりになった時点

死後事務委任契約

※当法人は、執行人(受任者)として
執行手数料を35万円頂きます。

入会時には、右記の契約を
公証役場で当法人と結んで
いただきます。(代理権の付与)

※生前事務委任契約とは？

この契約中は、判断能力がある為、
基本ご本人が自由に生活してもらいます。

- 入院中お金の支払いが出来ないとき
- 市役所等の手続きに行きたいけど行けない 等

※任意後見人契約とは？

判断能力が低下し、日常生活が
難しくなった時の契約です。

- 自身の財産の管理
- 手続き関係が出来ない
- 契約関係が出来ない 等

※死後事務委任契約とは？

ご本人自身が亡くなった時の
契約です。

- お葬式・納骨を行う
- 残ったお支払いや手続き
- 家財道具の処分 等